

「ふくおか6次化商品セレクション」に係る企画提案公募実施要領

福岡県では、県産農林水産物の需要拡大等を目的に、事業者による県産農林水産物を活用した新商品開発、商談会・PR販売会への出展支援を行い、6次産業化を推進しています。

今回、取組の一環として、県産農林水産物を使用した6次化商品を表彰し、受賞商品のPRに取組むこととしており、業務の受託者を選定するための企画提案公募を、以下に基づき実施いたします。

1 事業の目的

事業者が開発した6次化商品について、第三者の評価を受けることで、優れた商品の開発やブラッシュアップ、販売戦略の設定に資するとともに、複数商品を一括してPRすることで認知度向上、販売促進を図るもの。

2 事業の内容

別途提示する業務仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月3日（月）まで

4 予算規模

10,192,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 企画提案公募参加資格

- (1) 福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 福岡県競争入札参加資格を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (7) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

- (1) 5の参加資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない時。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

7 企画提案公募スケジュール（予定を含む）

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 企画公募開始 | 4月8日（火）※県HPにて公募 |
| (2) 公募説明会 | 4月14日（月） |
| (3) 企画提案書類提出期限 | 4月28日（月）12時必着 |
| (4) 一次審査（書類審査）可否通知 | 5月9日（金） |
| (5) 最終審査（プレゼンテーション審査） | 5月中旬 |
| (6) 受託予定者決定通知 | 5月中旬 |
| (7) 契約の締結 | 5月下旬 |

8 企画提案公募実施手続き

(1) 公募説明会

実 施 日 令和7年4月14日（月）10時00分～
場 所 福岡県庁行政棟地下1階南棟 行政1号会議室
(福岡市博多区東公園7番7号)

※ 説明会への参加は、提案要件とはしません。

※ 説明会への参加を希望される方（各事業者2名まで）は、参加申込書（様式第1号）を4月11日（金）12時までに、メール(6jika@pref.fukuoka.lg.jp)により、福岡県農林水産部園芸振興課特産・加工係宛に送付してください。

(2) 企画提案書類提出期限及び提出先

①提出期限：令和7年4月28日（月）12時必着

②提出方法：持参又は郵送 ※電子ファイルでの提出は受け付けません。

※特定記録又は簡易書留とし、封筒の表に「企画提案書類在中」と記載してください。

③提出先：福岡県農林水産部園芸振興課特産・加工係宛

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号（電話：092-643-3489）

(3) 企画提案公募実施手続

①企画提案書類の様式及び提出部数

イ 企画提案応募書（様式第2号） 1部

ロ 企画提案書（任意様式）（A4版横置き、片面印刷、20ページ以内） 11部
・企画提案書は別紙「企画提案書の構成」により作成すること。

ハ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款の写し 1部

※個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控え写し（税務署の受付印が押印されているもの）、その他法人及び団体は定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの

(4) 所要経費

契約金額については、提出された提案書の評価を行い、業務実施候補者を選定した後、候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定します。

(5) その他

①提出された企画書等は委託先の選定のみに使用します。

なお、企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示します。

②本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

③企画書の制作に要した費用、その他参加に要した経費は、参加者の負担とします。

④提出された企画書等は、採用の有無に関わらず返却しません。

- ⑤選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、福岡県農林水産部園芸振興課に帰属するものとします。
- ⑥選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとします。
- ⑦企画提案公募によって収集した個人情報については本業務以外には利用しません。

9 事業者の選定について

福岡県農林水産部に設置する、「ふくおか6次化商品セレクション」業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定します。

ついては、企画提案書によるプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時や場所については、企画提案事業者あてに、追って通知いたします。

（一次審査において、参加資格や仕様書の内容を満たさない場合や、企画内容に著しい差が見られた場合、提案者が1者のみであった場合は、一次審査をもって最終審査とする場合があります。）

（1）一次審査（書面審査）

実 施 日	令和7年4月30日（水）
実 施 方 法	事業者から提出された企画提案書類をもとに書面審査を行います。
選定結果通知	令和7年5月9日（金）

（2）最終審査（プレゼンテーション審査）

実 施 日	令和7年5月19日（月） 予定
場 所	福岡県庁 予定
実 施 方 法	一次審査にて提出された企画提案書をもとにプレゼンテーション審査を行います。
選定結果通知	令和7年5月下旬予定

10 契約について

選定委員会で選定された事業者（以下「受託者」）と契約締結の協議を行い、契約を締結します。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとします。

- （1）福岡県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い合意に達した場合に限り、随意契約の方法により、当該合意内容に基づいた見積書をご提出いただきます。当該見積額が予定価格以下であれば、委託契約を締結するものとします。なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とします。
- （2）委託業務内容は委託先候補者が提出した企画提案書を基本としますが、契約協議の過程及び関係者との協議の過程で、本県が内容の修正を求めることがあります。
- （3）協議は委託先候補者としての順位が上位の候補者から行い、合意に至らない場合、次順位の委託先候補者と協議を行うものとします。
- （4）契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めることとします。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還とします。
また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結された場合や、過去2年間の間に県若しくは他の地方公共団体と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等など、契約保証金が減免される場合があります。
- （5）委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品

費、撮影費、編集・録音費 等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。

ただし、受託者による会合や飲食費や、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など業者の財産取得となる経費は対象外とします。

- (6) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとします。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

11 事業報告

委託期間満了後、速やかに事業実績報告書を提出してください。なお、事業実施に要した経費については、金銭出納簿など支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管してください。

12 問い合わせ先

福岡県農林水産部園芸振興課 特産・加工係

TEL：092-643-3489

FAX：092-643-3490

MAIL: 6jika@pref.fukuoka.lg.jp